

市長の政治姿勢について

1 地方創生と倉吉

① 今回の一般質問では、市長の政治姿勢について、1 地方創生と倉吉 2 開かれた、市民にわかりやすい市政 3 総合教育会議を質問いたします。

「地方創生と倉吉」についてです。(1) 現状認識と地方創生、(2) 倉吉版総合戦略、(3) 倉吉アクションプランについてお聞きします。

倉吉市のこれまでの取り組みも踏まえ、

倉吉市の現状と地方創生への取組についての市長の認識をお尋ねします。

② 次に、倉吉版総合戦略についてです。3 点質問いたします。

(1) 戦略を立てるための要素、(2) 倉吉未来いきいき創生本部、(3) 市全体で取り組む戦略についてです。

はじめに、戦略を立てるための要素です。戦略には、骨組み、準備、計画期間が大切になります。倉吉市の地方創生の取り組みにあたっての基本姿勢と目標・方向性について教えて下さい。

次に、準備です。戦略のもととなる資料についてお聞きします。

(1) 戦略として活用できる手持ちのデータはありますか。

(2) 国の方から出された「人口動向分析・将来人口推計について」の資料はどのようなものですか。

(3) 国から送られてくるデータ、「ビッグデータ」は、いつ提供されるのですか。また、どう活用していくのですか。

3点目、戦略策定の時期です。策定時期はいつ頃になると考えておられますか。

次に、昨年10月に立ち上げた倉吉未来いきいき創生本部についてです。4点お聞きします。

① 米子市のように「地方創生統括室」等を新設する考えはありますか。

② 課長補佐・係長級職員、若手職員、女性職員ごとに10年後の倉吉の姿についてディスカッションをしています。この会合の成果や反省はありますか。

③ 新聞報道によると、鳥取市では、若手職員から様々な政策提案があり、予算に活かされたものもあるようです。倉吉市ではどうですか。

④ 市のホームページには、「平成27年度予算、今後の国の施策との連携、市の各種計画への反映を予定」とありますが、実際に活かされていますか。

次に、市全体で取り組む戦略についてです。市全体で取り組むまちづくりという観点でどのような取組を考えていますか。

また、国的人的支援として「地方創生人材支援制度」と「地方創生コンシェルジュ制度」があります。倉吉市では国的人的支援をお願いする予定はありますか。

③ 倉吉アクションプランについてです。国のアクションプランも参考にして、倉吉版アクションプランを策定していくのですが、現時点で、「この事業が目玉」ということが決まっていますか。

倉吉ならではの独創的なアプローチ、新しい切り口で取り組むことが大切だと思います。このことについてお考えがありますか。

次に、総合計画との関連です。

倉吉市の最上位の計画である総合計画と地方創生の関係、総合計画の作成スケジュールについて市長にお伺いします。

2 開かれた、市民にわかりやすい市政

④ 開かれた、市民にわかりやすい市政についてです。「市民みんなで取り組むまちづくり」という観点で、まず2点お尋ねします。

倉吉市には「倉吉市市民参画と協働のまちづくり推進条例」があります。この条例の作られた経緯、内容、この条例が市政にどのように活かされていますか。

2点目です。市や市職員のまちづくりに関する取組、働きなどについて、市長はどうお考えですか。また、改善すべき点があるとすればどのようなことだとお考えですか。

（2）より信頼される行政とするために

⑤ より信頼される行政とするために、市職員の働きぶりについて次の3点をお願いします。

1 よりスピーディーな情報提供に努めること

2 市の取組をもっと上手にアピールすること

3 仕事のアフターフォロー 中間報告をきちんとすること

特に、アフターフォローという面では不十分だと感じます。アフターフォローできる体制づくり、心配りをお願いします。市長どうお考えですか。

地方創生や中心市街地活性化に関わる取組など市全体で取り組まなければならない事が増えています。また、住民の高齢化等に伴って、地域のあり方・人間関係にも変化が起きています。

市民も行政に対してお客様であってはならない時代です。自治体が倒産しないといった時代は終わりました。市が衰退・倒産すれば、様々な行政サービスが出来なくなります。夕張市やアメリカのデトロイト市の例もあります。一人一人が市政に積極的に関わる姿勢が求められています。情報化・国際化が進み、人間関係が希薄になりがちな時代こそ、個人の努力(自助)、ご近所の力(共助)と行政(公助)がつながり、まちづくりを進めていかなければなりません。

そのためにも、「倉吉市市民参画と協働のまちづくり推進条例」の目的や理念をもう一度確認することが大切です。また、総合計画、財政運営、情報提供・情報公開、行政評価等必要であれば見直しをしなければなりません。市長のお考えをお聞きします。

3 総合教育会議

⑥ 次に総合教育会議についてです。4月より新しい教育委員会制度となります。はじめに、①法改正に伴う変更点等について、②総合教育会議の持ち方についてお聞きします。

法改正に伴う変更点等です。変更点は、

- 1 : 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置したこと
- 2 : 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明性を明らかにしたこと
- 3 : 全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置すること
- 4 : 教育に関する「大綱」(根本となる事柄)を首長が策定すること等です。変わらない点は、教育委員会は、引き続き、執行機関であること。最終的な執行権限は教育委員会に残している事等です。これらのこと踏まえて、4点お聞きします。
①文科省局長から出された通知では、「教育長任命の議会同意に際して、新教育長候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど考えられる」とありますが、市長はどうお考えですか。
②「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」とあります。「遅滞(遅れること)なく」とはどのくらいの期間ですか。
③教育委員会は「原則公開」となっていますが、現状で傍聴者はどのくらいあるのですか。開催にあたって、市民への周知、会の設営など工夫はされていますか。
④「大綱」について、「教育振興基本計画」そのものを「大綱」とするのですか。それとも子育て・保育、地域振興等を加えたものとなるのですか。

次に、総合教育会議の持ち方についてです総合教育会議の持ち方について3点お聞きします。

- ①総合教育会議は市長が設置・招集することとなっていますが、事務局は市長部局で持つのですか。あるいは、教育委員会事務局が持つのですか。
- ②会議の開催日時・回数、開催場所、連絡調整などはどういうに行うのですか。
- ③総合教育会議は原則公開となっていますが、どうお考えですか。

⑦ 総合教育会議での内容と会議の報告・説明についてです。協議内容については、主に3点挙げられています。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講すべき施策について
- (3) 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等緊急の場合に講すべき措置についてです。このことに関連して2点お聞きします。

「(2)」には、学校の統合問題も入ると考えますが、総合教育会議でどこまで協議するのですか。

「(3)」については、いじめ問題などが協議の対象となるのですか。この場合は、通常の会とは異なることも想定されますが、どのような対応をするのですか。

最後に、会議の報告・説明等についてです。3点お聞きします。

- ①議事録作成及び公表については、努力義務となっていますが、公表されますね。
- ②議会への報告・説明はどのように行われますか。
- ③市長部局と教育委員会部局が合意できない事柄が起きた場合はどのように取り扱うのですか。